

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
(消印してはならない)

登録免許税及び手数料について

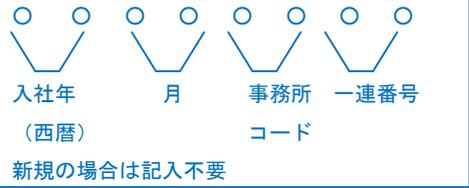
- 1 国土交通大臣免許の新規免許申請（知事から大臣への免許換えを含む。）の場合本店所在地を管轄する税務署（栃木県に本店がある場合は、浦和税務署）へ登録免許税として90,000円を納付し、その領収証書原本を貼付する。（手続きは郵便局又は国庫金を扱う銀行）
- 2 国土交通大臣免許の更新の場合
収入印紙 33,000円（消印無効）
- 3 知事免許（新規・更新・免許換え）
栃木県の収入証紙 33,000円（消印無効）
 - ※ 金額については、H27.4.1現在
 - ※ 県収入証紙は、県庁生協、(公社)栃木県宅地建物取引業協会、足利銀行等で購入できます。

区 分		登録免許税 (90,000円)	手 数 料	
			収入印紙 (33,000円)	都道府県の証紙 (33,000円)
大臣免許	新 規	○		
	免許換（知事→大臣）	○		
	更 新		○	
知事免許	新 規			○
	免許換（大臣・知事→知事）			○
	更 新			○

7

姓と名の間は一文字あけ、左詰め

(参考例)従業者証明書番号の取り方



(A4)

1 7 0

事務所コード

* [] [] []

添付書類 (8)

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の免許証番号

0 9 (2) [] [] [] [] [] [] [] []

事務所の名称 本店

従事する者 4 名 うち専任の宅地建物取引士 2 名

項番

61

業 務 に 従 事 す る 者										
氏 名	生 年 月 日	性 別	従 業 者 証 明 書 番 号	主 たる 職 務 内 容	宅 地 建 物 取 引 士 であるか否かの別					
1 榎木 太郎	S 2 0 0 7 1 6	①男 2.女	05060001	代表者	○ 〔(榎木) 9999〕					
2 榎木 花子	S 2 2 1 2 0 5	1.男 ②女	06040002	営業	○ 〔(榎木) 8888〕					
3 山河 緑	S 3 3 0 5 0 5	1.男 ②女	08040007	営業	〔() 〕					
4 堂 広	S 5 0 0 8 0 8	①男 2.女	14040010	事務	〔() 〕					
5		1.男 2.女			〔() 〕					
6		1.男 2.女			〔() 〕					
7		1.男 2.女			〔() 〕					
8		1.男 2.女			〔() 〕					
9		1.男 2.女			〔() 〕					
10		1.男 2.女			〔() 〕					
11		1.男 2.女			〔() 〕					
12		1.男 2.女			〔() 〕					
13		1.男 2.女			〔() 〕					
14		1.男 2.女			〔() 〕					
15		1.男 2.女			〔() 〕					
16		1.男 2.女			〔() 〕					
17		1.男 2.女			〔() 〕					
18		1.男 2.女			〔() 〕					
19		1.男 2.女			〔() 〕					
20		1.男 2.女			〔() 〕					
21		1.男 2.女			〔() 〕					
22		1.男 2.女			〔() 〕					
23		1.男 2.女			〔() 〕					
24		1.男 2.女			〔() 〕					
25		1.男 2.女			〔() 〕					

専任の宅地建物取引士には
○印

確認欄

* []

- 1 事務所ごとに作成する。
- 2 代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士は必ず従事者になるが、法人の監査役及び非常勤役員は従事者になれない。
- 3 免許換え新規の時の「従事者証明番号」は、従前の番号で記入する。
- 4 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅建業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含める。
 また、申請者が個人である場合において、その家族が宅建業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入する。
 なお、宅建業を他の事業と兼業する場合は、宅建業に従事する者についてのみ記入する。

居所がある場合は住所の下に居所を併記する。
(居所を証明できる書類等の添付が必要)

(A4)

添付書類(6)
略歴書

忘れないように

自宅又は携帯電話番号を記入
事務所と共有の電話は不可

現住所	〒320-0032 宇都宮市昭和2-2-5		電話番号	(028)623-2487		
(フリガナ)氏名	トナギ クロウ 橋本 太郎		生年月日	明大昭 20年 7月 16日		
職名	代表取締役兼専任の宅地建物取引士		登録番号	栃木県 知事 第 9999 号		
職歴	期 間	従事した職務内容				
	自	S 4 1 年 4 月 1 日	県建設(株) 営業 建設業栃木県知事許可(般-4)第1111号			
	至	年 月 日				
	自	S 6 1 年 4 月 1 日	同社 営業部長を最後に退職			
	至	H 8 年 3 月 3 1 日				
	自	H 8 年 8 月 8 日	(株)堀田商事設立 取締役に就任			
	至	年 月 日				
	自	H 1 1 年 4 月 1 日	組織変更により(株)堀田商事へ			
	至	年 月 日				
	自	H 1 1 年 1 0 月 1 日	上記代表取締役に就任 現在に至る			
	至	年 月 日				
自	H 1 8 年 4 月 1 日	(株)堀田不動産に商号変更 現在に至る				
至	年 月 日					
自	H 1 9 年 8 月 1 日	専任の宅地建物取引士に就任 現在に至る				
至	年 月 日					
自	H 2 6 年 4 月 1 日	(株)庁開発 非常勤取締役就任 建設業栃木県知事許可(般-24)第2222号				
至	年 月 日					
自	年 月 日					
至	年 月 日					

今回の申請に係る職名を記入

専任の宅地建物取引士の場合

退職、退任した者は下段に日付を記入

本人が宅地建物取引士である場合に記入

勤務内容を記入

役員や専任の宅地建物取引士になったことを個別に記入

他の法人の役員等を兼務する場合は、そのすべてを記入し、許可等を受けていれば許可の種類等を記入

注意事項

- 最終学歴修了後現在に至るまでの就職先名、就任先名、勤務内容(営業・経理等)及び役名(取締役・顧問等)を記入すること。
- 他の会社の役員等になっている場合には常勤、非常勤を問わず全て記入し、常勤・非常勤の別を()で表示すること。
- 現在まで当該職務に従事している場合は、「現在に至る」と記入すること。

上記のとおり相違ありません。

平成27年 4月10日

氏名 橋本 太郎

橋本

本人の
認印

- 株主は不要
- 「職名」の欄は、役職名、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役又は顧問の別を記入する。(株主は除く。)
- 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合のみ、その登録番号を記入する。(専任に限らず宅地建物取引士の資格を持っていれば記入する。)
- 「職歴」の欄は次により記入する。
 - 「期間」の欄は、就職・就任等の日から退職・退任の日まで記入する。
 - 「従事した職務内容」の欄は、勤務した法人等の名称及びその職務内容について記入する。
 - 他の法人等の役員又は従事者等を兼務する場合は、そのすべてを記入し、許可等を受けていれば許可の種類、許可権者、許可番号も併せて記入する。
- 代表者、専任の宅地建物取引士が他の法人の役員を兼ねているときは、非常勤である旨をその法人が証明した書類を添付する。

添 付 書 類 (2)
誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

平成 27年 4月 10日

商号又は名称 株式会社 埴田不動産
氏 名 代表取締役 榎木 太郎
(法定代理人氏名)

代表者印

印

印)

印は申請書
と同じもの

代表者名

法定代理人
商号又は名称
氏 名

印

地方整備局長
様
栃木県知事

- 1 法人の役員等で禁錮以上の刑に処せられ執行猶予期間中の者は、欠格事由に該当する。
- 2 宅建業法若しくは暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより罰金刑に処せられ5年を経過しない者も欠格事由に該当する。
- 3 P2「①欠格要件（業法第5条）」を参照。

添付書類 (3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

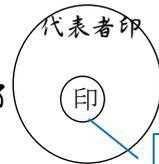
平成 27年 4月 10日

地方整備局長
栃木県知事 殿

商号又は名称 株式会社 埴田不動産

氏名 代表取締役 栃木 太郎

(法人にあつては代表者の氏名)



印は申請書と同じもの

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
本店	宇都宮市埴田1-1-20	2名	4名
河内支店	宇都宮市竹林1030-2	1名	2名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士の人数を含む

備考 「事務所の名称」の欄は、「本店」「〇〇支店」などと記入すること。

添付書類（1）
（第一面）
宅地建物取引業経歴書

（過去に）免許を受けた免許権者と免許番号を記入
新規のときは「新規」と記入

商号等の変更、法人の合併の場合などを記入

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更				
H17年 6月14日	H18年 4月 1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
栃木県知事 免許 第7777号	商号変更 (株)堀田商事 より (株)堀田不動産				

仲介等をした実績を記入

個人の場合は暦年、法人の場合は決算期で記入

2. 事業の実績

期 間	平成22年1月1日 から 平成22年12月31日 まで の1年間		平成23年1月1日 から 平成23年12月31日 まで の1年間		平成24年1月1日 から 平成24年12月31日 まで の1年間		平成25年1月1日 から 平成25年12月31日 まで の1年間		平成26年1月1日 から 平成26年12月31日 まで の1年間	
	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容
	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数	1			14		10		12	
	価 格 (千円)	8,200			275,409		255,300		266,100	
	手 数 料 (千円)	248			7,185		7,659		7,983	
建 物	件 数		30		10		5		6	
	価 格 (千円)									
	手 数 料 (千円)		6,000		1,500		900		960	
び宅 建地 物及	件 数	4		3		5			7	
	価 格 (千円)	79,700		48,701		164,150			180,350	
	手 数 料 (千円)	1,432		1,129		4,871			5,410	
合 計	件 数	5	30	3	10	19	5	10	6	19
	価 格 (千円)	87,900		48,701		439,559		253,300		446,450
	手 数 料 (千円)	1,680	6,000	1,129	1,500	12,056	900	7,659	960	13,393

上段に売買
下段に交換
の実績を記入

- 1 月極駐車場の仲介は件数に入れない。
- 2 価格、手数料は、消費税込みで千円未満を切り捨てる。
- 3 手数料は、仲介業者の報酬として受領した額（別の業者等に支払った報酬の額は除く。）を記入する。
- 4 過去5年以内に業実績が1年以上ない場合は次の書類を提出する。
（宅地建物取引業法第66条第1項第6号に該当しない確認のため）
 - ① 申請直前1年以上ない場合・・・理由書及び事業計画書（具体的に）
 - ② ①以外・・・理由書
 ※ なお、新規申請時は1事業の沿革「最初の免許」の欄に「新規」とのみ記入する。
ただし、期限切れ・廃業等5年以内の新規申請の場合は実績を記入する。

種 類	期 間	平成22年1月1日	平成23年1月1日	平成24年1月1日	平成25年1月1日	平成26年1月1日	
		から 平成22年12月31日 までの の1年間	から 平成23年12月31日 までの の1年間	から 平成24年12月31日 までの の1年間	から 平成25年12月31日 までの の1年間	から 平成26年12月31日 までの の1年間	
売	宅 地	件 数	4		11	12	10
		価 格 (千円)	22,038		47,264	50,373	43,262
	建 物	件 数					
		価 格 (千円)					
	び宅 建地 物及	件 数	1		9		7
		価 格 (千円)	18,000		170,800		51,500
合 計	件 数	5		20	12	17	
	価 格 (千円)	40,038		218,064	50,373	94,762	
購	宅 地	件 数		13	18		15
		価 格 (千円)		49,073	60,099		51,073
	建 物	件 数					
		価 格 (千円)					
	び宅 建地 物及	件 数	2	4			10
		価 格 (千円)	22,400	46,128			48,165
合 計	件 数	2	17	18		25	
	価 格 (千円)	22,400	95,201	60,099		99,238	
交 換	宅 地	件 数					
		価 格 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 格 (千円)					
	び宅 建地 物及	件 数					
		価 格 (千円)					
合 計	件 数						
	価 格 (千円)						

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添付書類 (7)
資産に関する調書

平成26年12月31日現在

申請日前3ヶ月
以内の時点で記入

資 産	価 格	摘 要
資 産	円	
現 金 預 金	5,800,000	
有 価 証 券		
未 収 入 金		
土 地	32,000,000	100坪(宇都宮市)
建 物	70,000,000	65㎡(宇都宮市)
備 品		
権 利	70,000	電話加入権
そ の 他		
計	107,870,000	
負 債		
借 入 金	22,000,000	銀行借入れ
未 払 金		
預 り 金		
前 受 金		
そ の 他		
計	22,000,000	

申請者が
時価で見積
もる

備 考

- この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 「権利」とは営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

負債がなければ
「0」を記入

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 宇都宮市埴田1丁目1番20号	株式会社 埴田 不動産					
(事務所名) 河内支店 (所在地) 宇都宮市竹林1030番地2	河内太郎	河内太郎	平成11年 9月15日	平成11年10月 1日より平成1 3年9月31日 (自動更新)	賃貸借	事務所
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

平成 27年 4月 10日

商号又は名称 株式会社 埴田不動産
氏 名 代表取締役 榎木 太郎

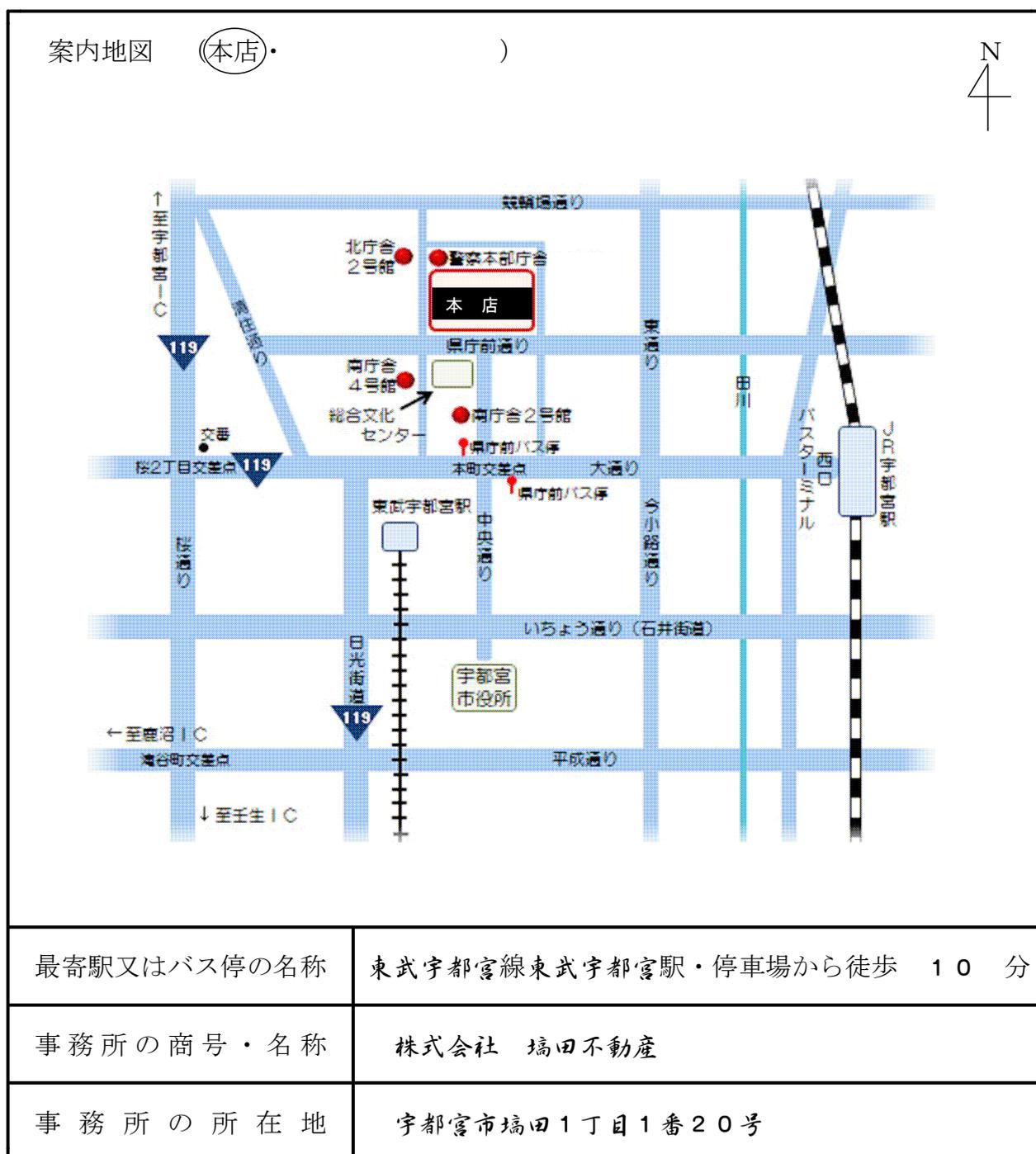
代表者印
(印)

契約期間を記入

賃貸による
場合契約により自動
更新になっている
場合契約の相手方を
記入
※ 転賃借によ
り、契約相手が
所有者と異なる
場合は、契約相
手名の下に(転賃
借)と記入例：下野五郎
(転賃借)印は申請書と同
じもの

備考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む)を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、土地建物登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途(住居、事務所等)について記入すること。

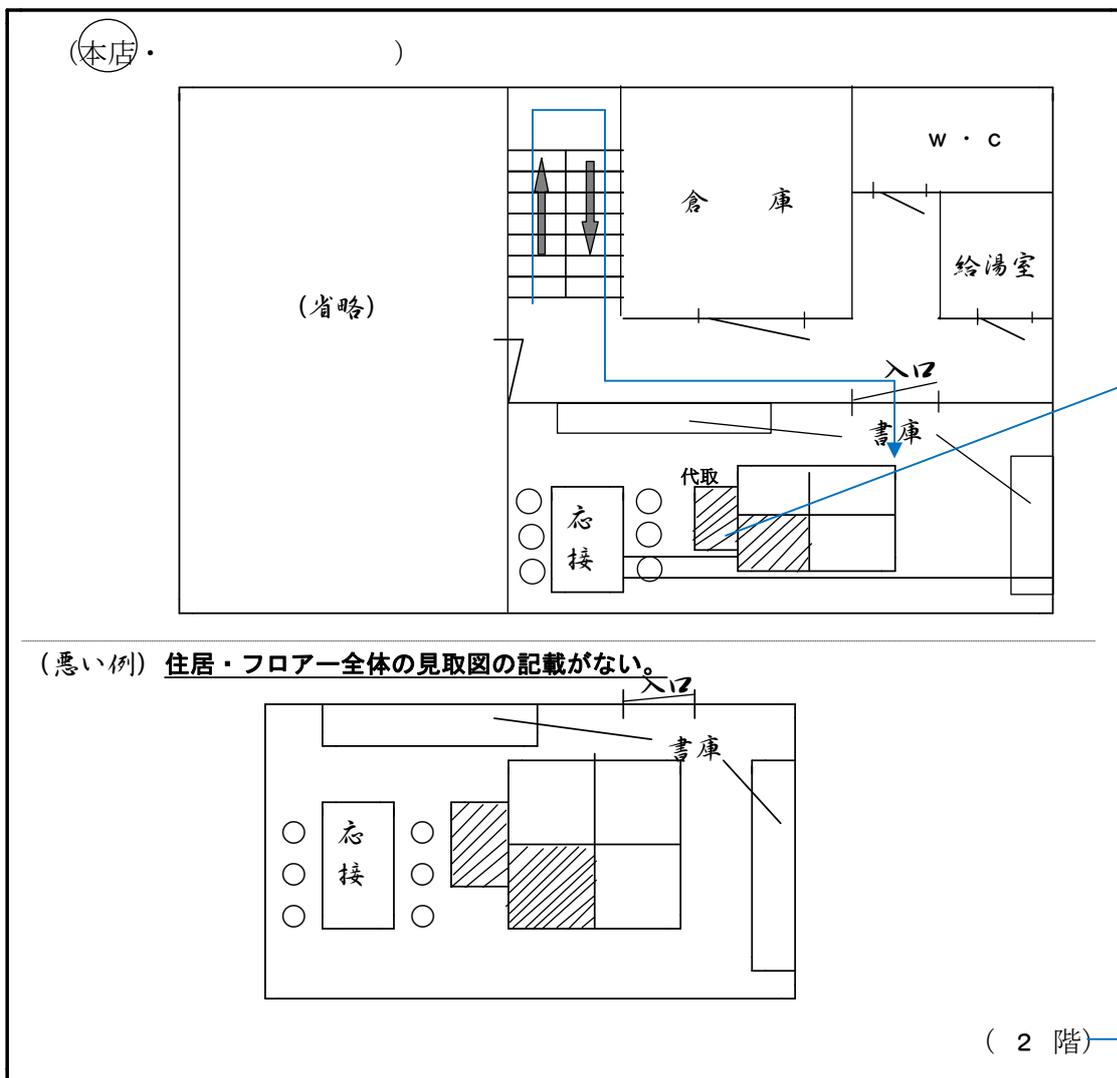


注) 1 最寄りの駅、バス停、道路、目標物等を記入して、主たる事務所の位置を明示してください。

2 従たる事務所については、本書に準じて作成してください。

3 住宅地図の写を添付するときは、事務所と主な目標物の位置を明記して下さい。(この場合、上記の案内地図欄への記載の必要はありません。)

事務所見取図



- 注) 1 住居の一部を事務所に行っている場合は、住居全体的見取図を記載してください。
- 2 テナントビルの一部を事務所に行っている場合は、事務所自体の見取図を記載し、同一フロアー全体的配置図を添付してください。
- 3 建設時の設計書等で上記1又は2の内容が確認できる場合は、当該設計書等の写を本書に添付してください。(この場合、本書への記載の必要はありません。)
- 4 本書に書ききれない場合は、別の用紙に記載して本書に添付してください。

移動式パーティション、アコーディオンカーテン等、容易に開閉等ができるもので区切られている場合は、事務所として認められません。

1 外部 (建物全景)

隣接建物の一部も含まれるように撮影して下さい。

- ※・カラー写真 (ポラロイド不可) で6ヶ月以内に撮影したもの
- ・撮影日を写し込んだもの
 - ・ブラインド・カーテン等は開けた状態で撮影して下さい。

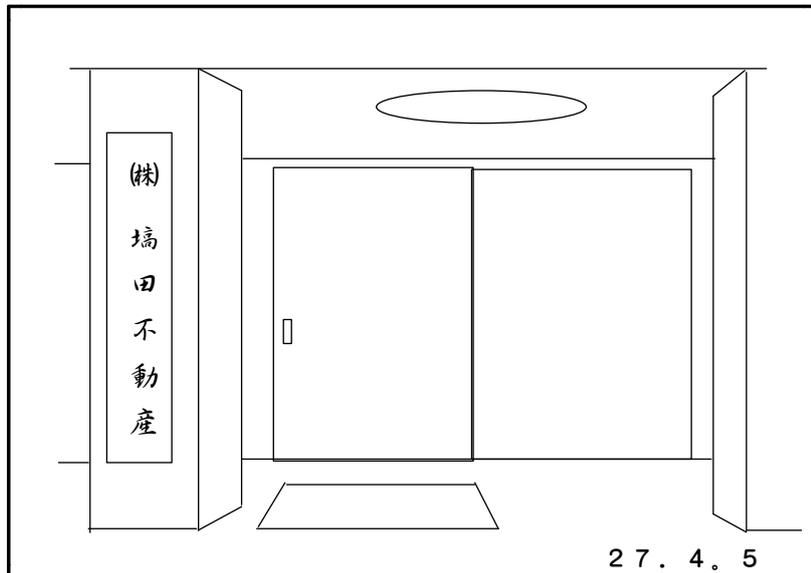
(以下同じ)



写真には、撮影日を写し込むこと (できない場合は欄外に撮影日を記入)

2 外部 (建物入口)

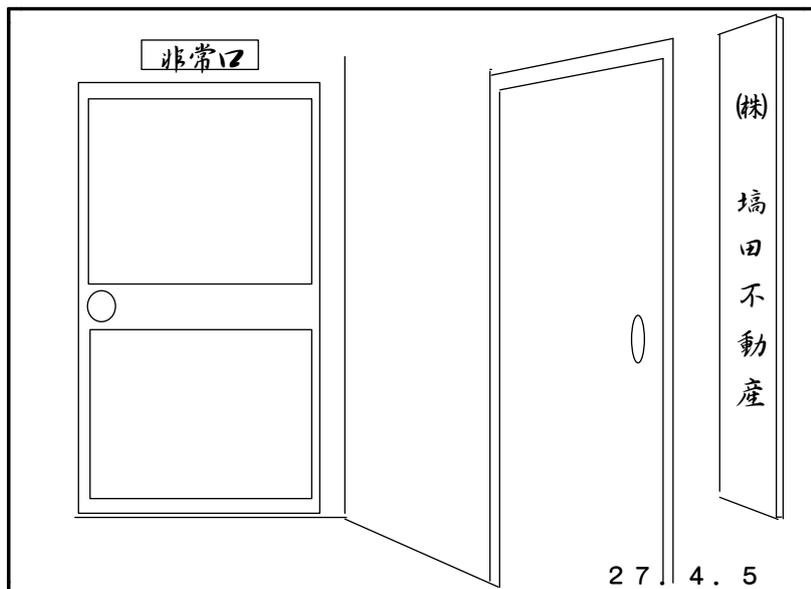
メールボックス・テナント表示等があればそれらも含めて撮影して下さい。



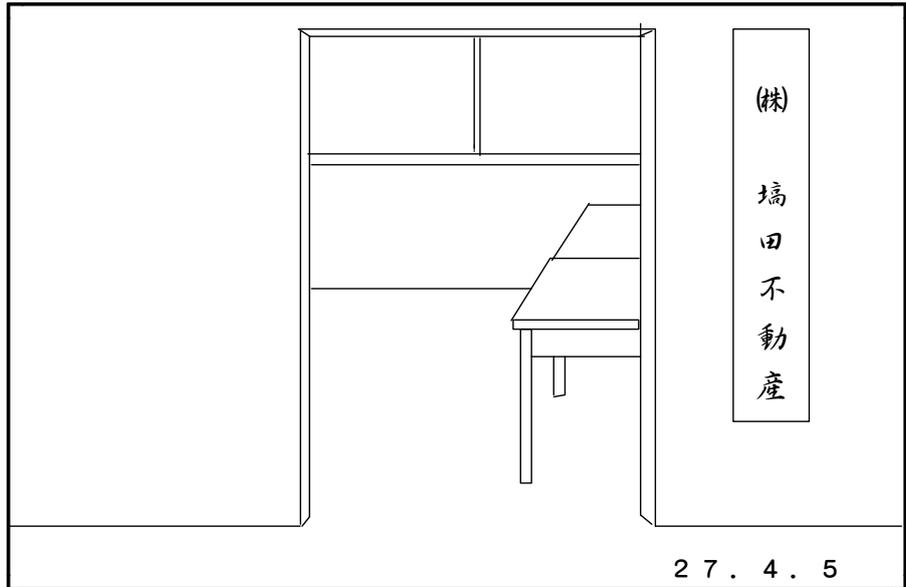
3 外部 (事務所入口)

- (1) 商号の掲示状態が分かるように撮影して下さい。

新規で宅建業以外の業を行っていない場合は、商号は掲示しないで下さい。

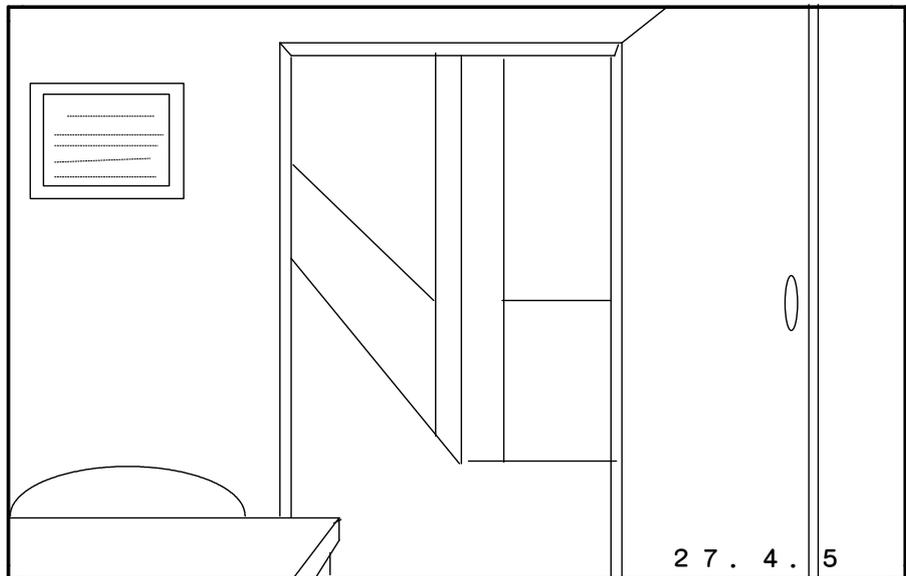


- (2) 事務所の外から入口のドアを開けて中を撮影して下さい。

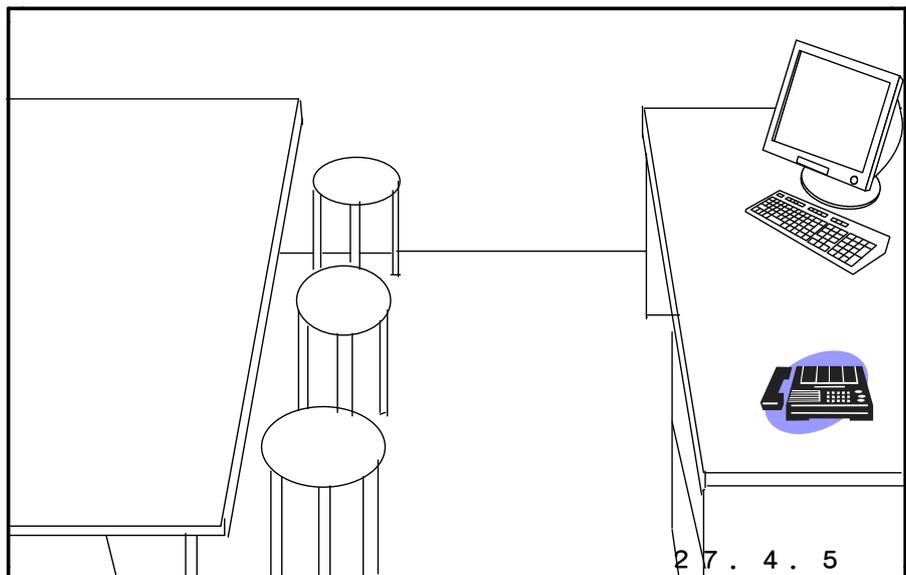


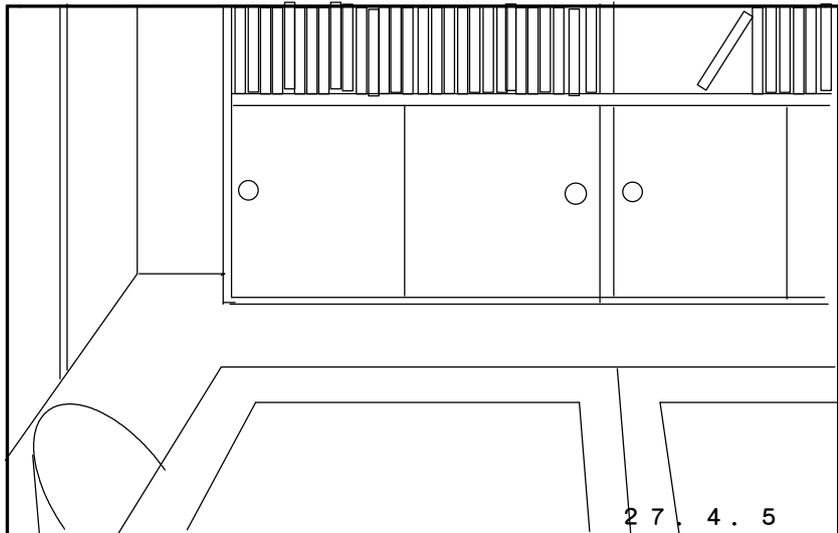
4 内部

- (1) 事務所の中から入口のドアをあけて外を撮影して下さい。

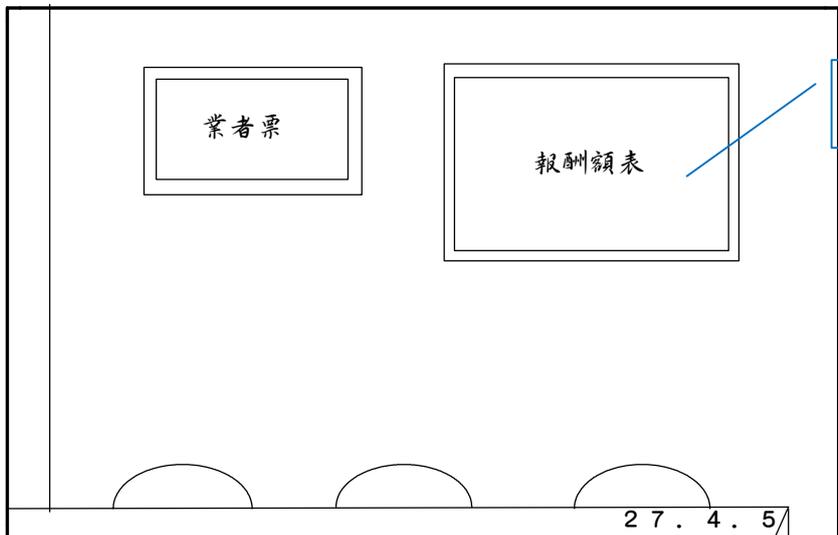


- (2) 事務機、応接場所、電話機等の設置状況がわかるように撮影して下さい。





(3) 業者票、報酬額表の
 掲示状態がわかるよう
 撮影して下さい。
 (新規は不要)



5 内部 (業者票)

(1) 内容が判読できるもの
 を撮影して下さい。
 (新規は不要)

宅地建物取引業者票	
免許証番号	栃木県知事(2)第7777号
免許有効期間	平成22年6月15日から 平成27年6月14日まで
商号又は名称	株式会社 埴田不動産
代表者氏名	栃木 太郎
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	栃木 太郎 ・ 栃木 花子
主たる事務所の所在地	電話番号028-623-2488 宇都宮市埴田1丁目1番20号

27.4.5

現免許証の内容と一致していること